

第三十八回 参議院建設委員会議録 第十七号

昭和三十六年四月四日(火曜日)
午前十時五十八分開会

事務局側
常任委員 武井 篤君

専門員 武井 篤君

委員の異動

三月三十日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として重政庸徳君を議長において指名した。四月一日委員青柳秀夫君、井川伊平君及び重政庸徳君辞任につき、その補欠として西田隆男君、武藤常介君及び小山邦太郎君を議長において指名した。

四月四日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として鍋島直紹君を議長において指名した。

四月四日委員西田隆男君辞任につき、その補欠として鍋島直紹君を議長において指名した。

○理事の補欠互選の件

○地代家賃統制令の一部を改正する法律案(内閣送付 予備審査) ○公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案(内閣提出)

建設委員会を開会いたします。

初めに理事の補欠互選についてお詫びいたします。去る三月三十日の委員の異動に伴い理事に一名欠員が生じておられますので、この際その補欠互選をおいたしたいと存じます。先例によりまして、互選の手続を省略して委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(稻浦鹿藏君) 御異議ないと認めます。それでは委員長から武藤常介君を理事に指名いたします。

○委員長(稻浦鹿藏君) 次に先刻委員長及び理事打合会におきまして、打ち合せた結果を御報告いたします。

当面の運営についてでありますと、本日は最初に地代家賃統制令の一部を改正する法律案の提案理由の説明を願います。そしてこれは逐条的にやつていくということにいたしました。それから六日は防災建築街区造成

す。

法案との市街地改造法案とが密接な関係がありますので、最初防災街区の逐条説明を聞きまして、それから市街地改造法案の質疑に入りたいとかよう存じます。そうして市街地改造は存じます。

こっちが先議になつておりますから、これを先に上げてしまつて衆議院の方に送つて、防災街区は衆議院からくればすぐあがるようにしたいと、かよう思つております。かように御了承願います。

○委員長(稻浦鹿藏君) それでは本日の議事に入ります。

初めに地代家賃統制令の一部を改正する法律案を議題といたします。まず提案理由の説明を願います。

○國務大臣(中村梅吉君) ただいま議題となりました地代家賃統制令の一部を改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現行の地代家賃統制令は、終戦後に改正する法律案につきまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上げます。

現在におきましては、一般物価がおむね安定し、ほとんどの統制が廃止され、また、住宅事情も終戦当時の窮屈した状態に比べれば相当緩和されつあります。

また、現在行なわれております地代家賃の統制は、全部の借地借家についての統制ではなく、昭和二十五年七月十日以前に、建築に着手した住宅で、

法案とこの市街地改造法案とが密接な関係がありますので、最初防災街区の逐条説明を聞きまして、それから市街地改造法案の質疑に入りたいとかよう存じます。

地改造法案の質疑に入りたいとかよう存じます。

以上に申し述べましたことその他最

に存じます。

近における社会経済の実情にかんがみますと、今後なおこの統制を継続することは適当でないと考えられますので、統制令を失効させるべきであると存じます。

かかるの失効の時期につきましては、貸借人の失効後は、貸借人が失効後に備えて必要な準備を行なう

ことができるよう考慮する必要があり

ますので、一年程度の猶予期間を置いて昭和三十七年六月三十日限り失効させることといたした次第でござります。

なお、統制令失効前にした行為に対する罰則の適用については、失効後も統制令の効力を有することといたしてあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さるようお願い申し上げます。

○委員長(稻浦鹿藏君) 本案の質疑は次回以降に譲ることといたします。

○委員長(稻浦鹿藏君) 次に公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案を議題といたします。前回ま

でに説明を聽取しておりますから、これから質疑に入ります。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいま政令の内容について申し上げました程度の進捗状況で、省令の案を準備いたしましたものを差し上げたいと思います。

○田中一君 あわせて省令も一つ出します。

○委員長(稻浦鹿藏君) ついで第一章総則の第一条から第六条まで、これをどうしますか。

○田中一君 これは要綱の総括的な質

の異動について報告します。四月四日付、西田隆男君が辞任され鍋島直紹君が選任されました。

○委員長(稻浦鹿藏君) それではこれから質疑を行ないます。審査の方法はまして、今後なおこの統制を継続する章別、節別に順次行なつていただきたいと思いますから、さよう御了承願います。

○田中一君 これの政令事項が相当あるのですが、それは全部準備してあります。それを配付してもらいたいの

です。

○委員長(稻浦鹿藏君) それではこれから質疑を行ないます。審査の方法は

ます。

○田中一君 これの政令事項が相当あるのですが、それは全部準備してあります。それを配付してもらいたいの

間は済んだのですか。

○委員長(稻浦鹿藏君) まだです。

○田中一君 じゃ総括的な質問をして頭に入れておいて条文にいかないと、理解がいかぬぞ、どうだい。

○委員長(稻浦鹿藏君) ちょっとと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(稻浦鹿藏君) 速記をつけて。

○政府委員(關盛吉雄君) それでは議題になりました市街地の改造に関する法律案の第一章についてその要綱点を御説明申し上げます。

第一条は、法律の目的とするところを列記いたしておりますが、この法律は二つの事業、二つの目的を行なうことを列記いたしております。その一つは、第一条に掲げてござりますように、公共施設の整備ということが第一点、第二点は、いわゆる土地の合理的利用をはかる、すなわち道路等の公共施設の整備に必要な用地の確保ということと、それから市街地における宅地の高度利用、この二つを目的とすることをいっておるのでございます。そのことを第一条の定義の第一号に掲げてございますように、市街地改造事業そのものは、「公共施設の用に供される土地及びその附近地においてこの法律で定めるところに従って行なわれる公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業」ということになつております。すなわち、まずそのよう共施設の付近地の土地につきましても、建築敷地として造成をいたしまして、さらにその建築敷地に建築物を整備するということを意味しているわけでございます。すなわちこの法律は、街路

用地のみならず付近地の宅地も取用いたしまして、いわゆる超過収用を前提

といたしておることを明らかにいたしておるわけでございまして、この法律の眼目は、公共施設の用に供される土地、その付近における建築敷地と建築物の整備、これらが一体となつた事業を市街地改造事業と呼んでおるわけでございます。

それで第二条の定義のところからは法律の用語の定義でござりますので、第三条が次の眼目となるところでございま

す。すなわちこのようない市街地の改

造に関する事業は、これをいかなる地域

に於て行なうことができるかといふ

ことを規定した条文でございます。今

申上げましたように、この収用権、いわゆる公共用地となる土地の収用の

ほかに、その付近地の収用権といふ

のは、都市計画法の第十六条第二項に

規定されておりますいわゆる超過収用

または付近地収用制度と呼ばれており

ますが、この制度を背景としてでき上

がつておるものでございます。従つて

この手続は、市街地改造事業を施行す

べきことを大臣が都市計画として決定

するわけでございますが、そのような

決定にあたつては、次の第三条に掲げ

るべき六つの条件をいすれも具備したとこ

とをいつておるのでございます。その

ことを第一條の定義の第一号に掲げて

ございますように、市街地改造事業そ

のものは、「公共施設の用に供される土

地及びその附近地においてこの法律で

定めるところに従って行なわれる公共

施設の整備並びに建築物及び建築敷地

の整備に関する事業並びにこれに附

帯する事業」ということになつております。すなわち、まずそのよう共施設の付近地の土地につきましては、當該区域内に

な地域につきましては、當該区域内外

る用途地域、工業地域にあらざる用途地域の中でなければならない。それからまたその地域内の土地の利用が一定の高さの建物を建てることを要請せらるべきである高度地区であるということ、もしくは不燃構造物を建築しなければならないことを要請されておる、そういう土地柄であることが第三号に於て掲げてございます。そしてその現状は、いわゆる耐火建築物以外の建築物で、地階を除きました階数が二以下であるもの、いわゆる平家のような建築が相当部分あるというところ、法律で、地階を除きました階数が二以下である第五号におきましては、公共施設の整備を行ないますことによつて、公共施設に接することとなる建築用地が不整形な形になつたり、あるいは面積が過小になる、こういうことで市街地の環境といふものが著しくそこなわれれる、この不整形なりあるいは過小住宅といふものが、公共施設の整備によって結果として生ずるということをなくしようというために、付近地の収用といふことが出てくる、これが一つの要件となるわけでございます。さらには、「公共施設の用に供される土地及びその附近地においてこの法律で定めるところに従って行なわれる公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業」ということになつておりますがために、その地帶の宅地

ある。こういうふうな建前で、その地域の幅というものを決定するというと

は、有効な建築物上の空間が生ずるわけあります。従つて、そのような

ところの一つの要素がこの第三条から出

てくるわけでございます。

そして、次に第四条の条文と第三条

の条文を、両方併せていただ

きまして、行なわれるべき市街地改

造の区域の範囲と、市街地改造除区内に

おいてでき上りますところの建築物

の様子というものをここで規定をいた

したのでございます。すなわち、第四条

におきましては、「前条の都市計画は、

次の各号に掲げるところに従つて決定

しなければならない。」すなわち「公

共施設の整備に関する計画は、前条第一

号におきましては、「建築物の整備に関

する計画は、公共施設の整備によつて

生ずる空間の有効な利用及び建築物相

互間の開放性の確保を考慮して、建築

物が都市計画上当該区域にふさわしい

階数、配列及び用途構成を備えた健全

な高度利用形態となるよう定めるこ

と。」第三号におきましては、「建築敷

地の整備に関する計画は、前号の高度

利用形態に適合した適正な街区が形成

されるよう定めること。」これが要点

でございます。すなわち、二号にあり

ます点は、健全な高度利用形態。三号

にあります点は、適正な街区が形成さ

れる。こういうところで、公共用地と

は、有効な建築物上の空間が生ずるわ

けであります。従つて、そのような

りっぱな、投資いたしました街路にふ

さわしい建築物を道路に沿つて建造す

る。さらにその配列につきまして、

商店街なりあるいは住宅街なり、ある

いは店舗、事務所等、いわゆる用途構

成におきましても、また階数におきま

しても、いろいろ按配いたしまして、

そのような公共施設と見合った健全な

施設の整備を行ないますことによつて、

公共施設に接することとなる建築用

地が不整形な形になつたり、あるいは

面積が過小になる、こういうことで市

街地の環境といふものが著しくそこな

われる、この不整形なりあるいは過小

宅地といふものが、公共施設の整備に

よつて結果として生ずるということを

なくしようというために、付近地の収

用といふことが出てくる、これが一つの要件となるわけでございます。さらには、「公共施設の用に供される土地及びその附近地においてこの法律で定めるところに従つて行なわれる公共施設の整備並びに建築物及び建築敷地の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業」ということになつておりますがために、その地帶の宅地

の街路に面しました地帯におきまして施設として、幅員二十メートル以上の道路を予定すべきものと考えておりますが、主としてこのような幹線道路と

いうことになります、広幅員の市街地

地の合理的利用を増進することが著しく困難で

整理法の三条の三項を「らんになりま」と、公共団体が区画整理事業を施行する場合に、「都市計画として決定された区域の土地について土地区画整理事業を施行することができる。」と、こういうふうにいたしております用字例をそのまま使つたのであります。

○田中一君 できない場合もあるのですか。しないでいい場合もあるので

○政府委員(關盛吉雄君)

これははるかにあります。

○政府委員(關盛吉雄君) これははるかにあります。

○田中一君 それもしなきやならない

の、していいの、どうしてそうなるの、どうなの。

○政府委員(關盛吉雄君) このような法律の要件を具備するところについ

ては、市街地改造事業を実施するこ

とができる、こういう意味でござい

ます。

○田中一君 もう一べん三条の三に戻りますけれども、当該地区の二分の一

をこえる部分は、建築基準法第五十九条の高さ地区の指定になるのですね。

そうすると、公共施設の用に供される土地は除く、これは今の答弁によつて三軒茶屋地域を考えれば、道路になる部分は除くのだ、そうするとあそこは現在五十九条の一項の高さ地区に指摘されおらぬわけですね。指定されるのですね、これによつて。さて初めてこの法案が生きてくるわけですね。今、されていないのですね。

○政府委員(關盛吉雄君) 先ほど申し上げましたように、この当該地区が高度地区に指定されており、または防火地域、または準防火地域内のいずれかにあればいいわけございまし

て、今お尋ねの地域は防火と準防火地

域に該当しておるわけでございます。第六条、これ以下についてもう少し

第六条、これ以下についてもう少し

おるものでありまして、それと同時に建築敷地用地、それから公共施設の用地の取得が一体として行なわれます点を重視いたしまして、都市計画法の建前をとつております。行政庁という考え方、これは、たとえば道路法の体系で参りますと、都道府県道のような場合は地方公共団体が管理をしておる営造物ということになつておりますので、公共施設の管理者の体系と、都市計画法の施行者の建前が必ずしも一致いたしておらないのが現状でありますので、この規定を適用しないことにいたしたのが第一項の意味でございます。従つて第二項は、積極的にただいま申しますように「公共施設の管理者である又は管理者となるべき建設大臣、知事又は市町村長」大臣といたしましたのは、一級国道以上のものは、一級国道は国の営造物であり國が管理をいたしております。それから二級国道は国の當造物であるが、知事が機関委任を受けておりまして、その立て方は……。

○政府委員(關盛吉雄君) 施行者に関する規定は、第六条の第一項以下に掲げてございまして、この立て方は……。

○田上松衛君 ちょっとこの第六条の本文から説明してもらいたい。

○政府委員(關盛吉雄君) 第六条の本文は「都市計画法第五条の規定は、市街地改造事業には適用しない。」こういふふうにいたしましたのは、都市計画法によりまして「都市計画及都市計画法によりまして「都市計画及都市計画法第五条の規定は、市街地改造事業には適用しない。」こういふふうにいたしましたのは、都市計画法第五条の規定は適用しない。

○田上松衛君 ちょっとこの第六条の本文から説明してもらいたい。

○政府委員(關盛吉雄君) 第六条の本文は「都市計画法第五条の規定は、市街地改造事業には適用しない。」こういふふうにいたしましたのは、都市計画法第五条の規定は適用しない。

○田上松衛君 ちょっとこの第六条の本文から説明してもらいたい。

○政府委員(關盛吉雄君) 第六条の本文は「都市計画法第五条の規定は、市街地改造事業には適用しない。」こういふふうにいたしましたのは、都市計画法第五条の規定は適用しない。

○田上松衛君 ちょっとこの第六条の本文から説明してもらいたい。

○政府委員(關盛吉雄君) 第六条の本文は「都市計画法第五条の規定は、市街地改造事業には適用しない。」こういふふうにいたしましたのは、都市計画法第五条の規定は適用しない。

う形にいたしておるわけでございます。従つて、この公共団体というものは、これから第三項の建築物整備事業につきましては、道路管理者たるべき者でない方公共団体、その道路管理者が統轄する地方公共団体がやれる道を開きましたといふことでございまして、要

点は、要するに公共施設の管理者である者が大臣または知事のような場合におきましては、これは都市計画事業の決定、市街地改造事業の決定が行なわれば、その施行者は決定する、その他

機がありますので、公共施設の管理者となるべき者がこの事業を行なうと、

こういう体系で立案されておるわけ

をやる必要があると考えてもです。

これらの公共施設の管理者たちが、こ

の事業の施行を申し出しなければでき

ます。それで、これは、申し出をしなければ

測できませんけれども、これをもう少し御説

明願いたい。

やって、どの範囲ができるのか、やら

せるのかと、いうような問題等につい

て、第六条以下にそれがわかるようにな

りてわかると思つたから、私の推

測ですけれども、これをもう少し御説

明願いたい。

○田上松衛君 ちょっとこの第六条

の本文から説明してもらいたい。

○政府委員(關盛吉雄君) 第六条の本

文は「都市計画法第五条の規定は、市

街地改造事業には適用しない。」こうい

ふふうにいたしましたのは、都市計

れから第一号の場合におきましては申出といふ建前になつております。それから第三項の建築物整備事業につきましては、道路管理者たるべき者でない方公共団体、その道路管理者が統轄する地方公共団体がやれる道を開きましたといふことでございまして、要

点は、要するに公共施設の管理者であ

る者が大臣または知事のような場合におきましては、これは都市計画事業の決定、市街地改造事業の決定が行なわれば、その施行者は決定する、その他

機がありますので、公共施設の管理者

となるべき者がこの事業を行なうと、

こういう体系で立案されておるわけ

をやる必要があると考えてもです。

これらの公共施設の管理者たちが、こ

の事業の施行を申し出しなければでき

ます。それで、これは、申し出をしなければ

測できませんけれども、これをもう少し御説

明願いたい。

やって、どの範囲ができるのか、やら

せるのかと、いうような問題等につい

て、第六条以下にそれがわかるようにな

りてわかると思つたから、私の推

測ですけれども、これをもう少し御説

明願いたい。

○田上松衛君 ちょっとこの第六条

の本文から説明してもらいたい。

○政府委員(關盛吉雄君) 第六条の本

文は「都市計画法第五条の規定は、市

【參議院】

考えておりますのは、八十メーターに三十メーターぐらいの街区を形成するよう区画道路を定めておるわけでござります。なお、この区画道路等によって囲まれておる区域を街区といいます。そこで、一つの道路に囲まれた街区を、背割下水敷道によりまして、二つに区分して街区と称する場合もあるかと思ひます。

○田中一君 計画局長はさつき四十メーターと言つておつたね。今、住宅局長は三十メーター、八十メーターの区域、また場合によつたら、それを背中に下水を通して二つに割つた場合でも、街区と称するのだ、こういう説明があつたんですが、それはどうなんですか。あなたの説明とちょっと違うのですが。

○政府委員(關盛吉雄君) 今、街区といふ言葉についていろいろな定義のとり方等の問題がございましたが、要するに街区というのは、通常二宅地ごとに設けられる区画道路によつて形成されるところを言うわけでございます。それと同時に、この仕事を実施いたします場合に、沿道の高層化によりまして、背後の家に日陰を作るというふうなことは、これはまあ好ましくないわけでござりますので、適正な奥行きというふことになりますと、われわれ通常では四十メーターから、あるいは五十メーターというものが一つの標準ではなからうか、こういうことを申し上げましたので、これは地形によりまして、あるいは環境によりまして、また作る建物によりまして、やはり相対的な関係で一がいに何メーターといふことを確定することは、法律上もなか

要するにその街区という考え方の実質は、住宅局長も申しておりますよう、いわゆる区画街路によつて仕切られた地区と、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○田中一君　さつきの三軒茶屋の場合ですね、あれは背面の方は防火地区になつてない、準防火地区にもなつてないと思うのですが……。

○政府委員(稗田治君)　ただいま地域指定の図面を持ち合わせておりますので、よく調べましてお答え申し上げます。

○田中一君　三軒茶屋あるいは涉谷の道玄坂上等を想定されているということを先だっての視察で拝見いたしましたけれども、この三条の三にある防火地域、もしくは準防火地域外の場合には、防火地域または準防火地域に指定しようという考え方ですね、この条文の立て方は、これは計画局長に伺います。

○政府委員(鶴吉雄君)　第三号に現在該当していないという場所について行なうということになる場合は、お尋ねのことになります。

○田中一君　第六条ですが、第五条にあるように、これは都市計画事業として行なうのだということになつてゐるところ、さつきの手続の問題ですが、今の三条三にも関連するのですが、防火地区とか準防火地区なんというものは、これは建設大臣の権限じゃないのです。いや最後の権限は持つておるけれどもね、大体において、今まで建設大臣が、その地区を指定するといって自分の方から発動してやつた例はないと思うのです。大体において、それを地

元の市町村の都市計画審議会が決定をして、大臣に持ってきて、大臣が中央の審議会にかけて決定するというケースをとっていると思うのです。さつき田上君も質問しているように、この手続ということは、一体どこで発動するかとなると、やはり地元の発動ということになるのでしょうか。形式的には大臣の諮問ということになるのでしょうかけれども、都市計画法の第二条の二の規定ですが、そこで、この手続あるいはその仕事の進行状態、これはどういふ形でいこうとするのか。今、三軒茶屋の背面にすぐ例をとります。三軒茶屋の背面の人たちがどうしてもこれは承知しない。そうして背面の者が反対して都議会でもそれが決定されない場合には、建設大臣はこれに対し、都市計画法第二条で「主務大臣必要ト認ムルトキハ」ということになつていて、主務大臣がとにかくすべての意思を持つて意見を聞くことになつている。すべて都市計画法ではそうなつてゐるのですね。そこで、現在までの都市計画の指定というものをどういう事務的な手続で行なわれているか、伺つておきたいのですが。

にあります都市計画担当の部課から、
都市計画付議案に相当する内容の付議
案を都市計画の収用施設ごとに建設省
に持つて参りまして、われわれが審査
をいたしまして、それを適当なものと
認めて付議をしておる。こういうのが
実情でござります。

○田中一君 それが防火地域、準防
火地域はどういう手続で指定しております
か。

○政府委員(稗田治君) 防火地域につ
きまして、建築基準法の第六十条でござ
いますが、「建設大臣は、都市計画区
域内において、都市計画法の定める手
続によって、都市計画の施設として、
防火地域または準防火地域を指定する
ことができる。」ということになつてお
るわけでござります。なお、第二項に
用途地域の指定の場合に「建設大臣
は、前項の規定による指定をする場合
においては、関係市町村の申出に基い
てしなければならない。」という項が四
十八条にございまして、その項を準用
いたしておるわけでござります。

なお、三項には「消防庁長官の意見
を聞かなければならぬ。」というのが
ございます。さような手続を経て都市
計画の指定として制定をいたすわけで
ござります。

○田中一君 甲府市などはよほど前か
ら地元じや防火地区に指定してくれと
いう要望がすいぶんあるのだけれど
も、どうも市長は指定の申請をしない
と聞いておるのでですが、そんなことは
あるでしょうか。おそらく甲府市には
ないと思う。防火地区的指定というも
のは。

○政府委員(稗田治君) 各地方公共團
体におきまして防火地域等の制定の問

題でございますが、御承知のよう建
築基準法におきましては、防火地域、
準防火地域が指定になりますと、その
後の新しい建築につきましては全部制
限がかかるわけでございます。従いま
してその土地所有者あるいは借地権者
等の負担力等のことも勘案いたします
ので、助成措置との関連もございま
して、なかなか全面的に防火地域が指定
されるというようなことにはなってい
ないわけでございます。

○田中一君 建設大臣、今のように防
火地区といふものが非常にこうう、こ
とに最近は指定がされなければならぬ
といふことが要求されておるのでですが、
僕なんか聞くところによると、一軒相
当のボスの旅館がある。その旅館があ
るためにどうしても賛成できない。こ
れは市会議員になつていてるというよう
なことを聞いておるのでですが、何か実
際の都市計画事業そのものが、もう建
設大臣の強い意思で決定されることな
んですから、從来都市計画事業といふ
ものを地方で賛成しない場合でも、建
設大臣がそれを強行したという例は今
までありますか。で、かりにあるなら
ば、建設大臣、そういう点に対しましては
どういう態度を今後ともとるべきだと
お考えになつておりますか。非常に今
度の既成都市の市街地の改造法はもつ
と早くしなくちゃならぬという工合の
ものだったのです。しかしあそくなつ
た。それにはやはり都市計画事業なん
ですから、都市計画事業そのものはど
うも大臣の力強いもので助成措置その
他の問題は十分考えられながら、どん
どん行なっていくというような措置を
とられないものかどうかと思うのです
が、その点はどうですか。そういう点

の権利を消滅させまして、しかしながら消滅しつばなしではなくて、その権利者であつたものが新しくでき上がる法律で規定いたしておるというのでござります。

○田中一君 十六条の「一時収容するため必要な施設」これはわかります。しかし次にある「施行のため安くことのできない材料置場等の施設」材料置場の施設のために勝手に収用の権利を与えるのは困るがな。どういつつもで「安くことのできない材料置場」というのか。これは何をさしておられますか、材料とは。

○政府委員(關盛吉雄君) これは収用ではございませんで、仕事が完成するまでの間、使用するだけのこととござります。こういううたぐいのものは住宅地区改良法等にも例文の規定がござります。

○田中一君 そうすると、買取って立ちのちした土地、これは自分のものですが、その区域以外の区域をいっておるのでしよう、これは。

○政府委員(關盛吉雄君) 以外の部分でござります。

○田中一君 法律でそんなものを書くという例文はどこにありますか、教えてください。そんな事業を行なうに關係のない第三者の土地を提供しろといふのはおかしいですよ。これは話し合いで借りたらいい、どこにあります。

○内村清次君 ちょっとと田中君の質問に関連して聞きますが、第十四条に

〔市街地改造事業のための土地等の收用〕、これが題目で十四条が出ておりま

ますが、大体この市街地改造事業の目

的というのは、まずたとえば街路を広げていこう、そして広げていくけれどもその付近の地区をいわゆる超過収用制度を設けて、これを前提として付近の土地を収用していく、こういうような法律規定になつておりますけれども、それではその市街地の改造事業のため必要な施設」これも付近の地区をいわゆる超過収用制度を設けて、これを前提として付近の土地を収用していく、こういうよ

うな法律規定になつておりますけれども、それではその市街地の改造事業のため必要な施設」これはわかります。しかし次にある「施行のため安くことのできない材料置場等の施設」材料置場の施設のために勝手に収用の権利を与えるのは困るがな。どういつつもで「安くことのできない材料置場」というのか。これは何をさしておられますか、材料とは。

○政府委員(關盛吉雄君)

ただいま御質問の点が、この法律案の一番大きな議論のあつたところでございまして、現在の都市計画法十六条の第一項におきまして、都市計画事業として定められた都市計画の重要な施設、その土地の付近地において、都市計画事業として建築敷地を造成するために必要なものにつきましては、その付近地につきまして都市計画の施設の部分をこえまして収用できる、いろいろ制度があるわけでござります。このようないくつかの制度の趣旨、これは一体

どういうことから出たものであるか、こういうことにただいまの御質問はさらに触れるわけでございますが、これらは道路等の公共施設の整備のために土地が収用されました結果、通常その付近の土地が不整形になり、あるいはまた過小な宅地となって残される場合が多いのでござります。それからまたいたしますことは、健全なその地区的な市街地の発展の上からみましても、都

市街地の発展の上からみましても、地が収用されました結果、通常その付近の土地が不整形になり、あるいはまた過小な宅地となって残される場合が多いのでござります。それからまたいたしますことは、健全なその地区的な市街地の発展の上からみましても、都

が行なわれますと、りっぱな道路ができる。そういたしますと、その付近の土地の価格というものは従前に比しまして増高することが予想されます。この利益を特定の私人に帰着せしめることは、公共事業の実施によって生ずる著しい利益を特定の私人に帰着せしめることをもつて説明していただきたいと思います。

○政府委員(關盛吉雄君) ただいま御質問の点が、この法律案の一番大きな議論のあつたところでございまして、現在の都市計画法十六条の第一項におきまして、都市計画事業として定められた都市計画の重要な施設、その土

地の付近地において、都市計画事業として建築敷地を造成するために必要なものにつきましては、その付近地につきまして都市計画の施設の部分をこえまして収用できる、いろいろ制度があるわけでござります。このようないくつかの制度の趣旨、これは一体どういうことから出たものであるか、こういうことにただいまの御質問はさらに触れるわけでございますが、これらは道路等の公共施設の整備のために土地が収用されました結果、通常その付近の土地が不整形になり、あるいはまた過小な宅地となって残される場合が多いのでござります。それからまたいたしますことは、健全なその地区的な市街地の発展の上からみましても、都

市街地の発展の上からみましても、地が収用されました結果、通常その付近の土地が不整形になり、あるいはまた過小な宅地となって残される場合が多いのでござります。それからまたいたしますことは、健全なその地区的な市街地の発展の上からみましても、都

市街地の発展の上からみましても、地が収用されました結果、通常その付近の土地が不整形になり、あるいはまた過小な宅地となって残される場合が多いのでござります。それからまたいたしますことは、健全なその地区的な市街地の発展の上からみましても、都

市街地の発展の上からみましても、地が収用されました結果、通常その付近の土地が不整形になり、あるいはまた過小な宅地となって残される場合が多いのでござります。それからまたいたしますことは、健全なその地区的な市街地の発展の上からみましても、都

市街地の発展の上からみましても、地が収用されました結果、通常その付近の土地が不整形になり、あるいはまた過小な宅地となって残される場合が多いのでござります。それからまたいたしますことは、健全なその地区的な市街地の発展の上からみましても、都

別の規定は、各類似の区画整理法あるいはその他の規定によくありますが、その例文を引用した以外は土地収用法の規定を適用いたしておりまして、第二項は都市計画事業決定、それから事業認定——都市計画事業決定、いわゆる土地収用法の事業認定の効力を都市計画法の規定によつて具備しておりますし、さらに都市計画法の二十条といふのは、損失補償についてのみ主務大臣が土地収用法の裁定を収用委員会に持ち込むという規定で、それをそのまま準用したというだけでありまして、その他第三項は、土地収用法の請求または要求に関する条文の規定を準用したのみにとどまつておるわけでございまして、ただいまのような御疑念の点はないのでございます。

先ほど田中先生が御質問になられました十六条の材料置場等の使用の例文につきましては、一般的には土地収用法の三十三条五号の規定、それから土地区画整理法の七十九条、住宅地区改良法の十五条にそれぞれ例文の規定がございます。

○田中一君 今までそういうものを使用するのが非常に困難を感じたから、そういうものについて聞いたのですが、そういうようななことをしないでも便宜借りられるのか、どちらですか、実際問題としては。これは御答弁できなければ、あとで聞いて返事して下さい。

○委員長(稻浦鹿藏君) それじゃ本日はこの程度でやめて、次回は六日に続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

昭和三十六年四月十七日印刷

昭和三十六年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局